

龍谷大学寢屋川市役所同窓会（紫友会）会則

昭和 59 年 12 月 18 日

（名称及び事務所）

第 1 条 この会は、龍谷大学寢屋川市役所同窓会（紫友会）と称し、事務所を寢屋川市内に置く。

（目的）

第 2 条 この会は、母校との連絡を密にし、その発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（組織）

第 3 条 この会は、寢屋川市役所に勤務する龍谷大学卒業生をもって組織する。

（事業）

第 4 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の親睦及び相互援助に関すること。
- (2) その他、目的達成のために必要と認められること。

（役員）

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 2 名
- (5) 監査 2 名

（役員任期）

第 6 条 役員任期は、1 年とする。但し、再任は妨げない。

（役員職務）

第 7 条 会長は、この会を代表し、この会の会務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、所管の会務を処理する。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監査は、会計を監査する。

（役員選出）

第8条 役員は総会において、協議のうえ選出する。

(顧問及び相談役)

第9条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

(1) 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

(2) 相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

(会議の種類)

第10条 この会の会議は、総会、役員会とする。

(会議の開催)

第11条 会議の開催は、次のとおりとする。

(1) 総会は、会長が招集し、会員をもって構成する。

(2) 役員会は、会長が招集し、会長その他の役員をもって構成する。

(会議の権能)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算報告の承認をすること。

(2) 会則の変更等すること。

(3) その他この会の運営に関する重要なこと。

第13条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する重要事項。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) 事業の計画及び実施に関する事項。

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(会議の招集及び議長)

第14条 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の定足数)

第15条 会議の定足数は、次のとおりとする。

(1) 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(2) 役員会は、役員数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第 16 条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長
長の決するところによる。

(経 費)

第 17 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は 1,000 円とする。

3 多額の経費を要する事業の実施については、その都度役員会の議決を得て臨時
时会費をもって充てる。

4 会費は、原則として所管の幹事がこれを取りまとめ会計へ納入するものとする。

(異動等の届出)

第 18 条 会員は、住所、所属等に異動があった時は、直ちに所管の幹事に届け出
なければならない。

(会計年度)

第 19 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(委 任)

第 20 条 この会の会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て
別に定める。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。